

平成29年度 第1回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成29年5月29日(月)		開会 午前 9時30分	閉会 午前10時30分			
会議場所	市長公室	出席者数	委員定数14名中 出席者12名				
出席者	委員	1号	会長	木内芳弘	2号	委員	上杉考哉
			委員	田中正伸		委員	津波信子
			委員	渋谷貞男		委員	八子朋弘
			委員	柳田政男		委員	小川匠
		2号	委員	千種秀信	委員	世羅陽一郎	
			委員	栗原昭	委員	田中聰行	
			委員		委員		
臨時委員	なし		参考人	なし			
幹事	細田幸雄						
事務局職員及び説明担当員	【事務局職員(まちづくり推進部)】 斉藤副部長、高野課長、高橋副課長、會田主査、野田主事 【事前説明担当職員(保育課、産業振興課)】 小日向保育課長、高橋主査、佐々木産業振興課長、村木副課長						
欠席委員	中澤 佳珠代、梅田昌照						
議長	木内芳弘		担当書記	野田 葵			

会 議 事 項	
1 開 会	細田 幹事
2 会長あいさつ	木内 会長
3 市長あいさつ	星野 市長
<p>富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。</p> <p>委員の出席状況報告。委員14名中12名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。</p> <p>富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。</p>	
4 会議録署名委員の選出	
<p>富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員に「渋谷貞男委員」と「栗原昭委員」を指名。</p> <p>また、本会議は原則公開であることが会長から述べられ、会議の公開について審査を行ったところ、非公開とする案件「なし」で進行することを了承。</p>	
5 議題	
(1) 事前説明	
①富士見都市計画生産緑地地区の変更について（(仮称) 鶴瀬れんげ保育園）	
②富士見都市計画生産緑地地区の変更について（富士見れんげこども園）	
担当課から別添資料により変更の概要について説明。	

会 議 事 項

質疑応答

●鶴瀬れんげ保育園

委員： 現地図の青斜線部分が新たな保育園の建設用地となるのか。

担当： 図面の形になるかは未定だが、その予定である。

委員： 残地部分の活用方法について教えてほしい。

担当： 引き続き生産緑地となる。

委員： 児童の安心・安全を守るため6m道路にするなどの拡幅予定はないのか。4m道路と狭いところだが、規制はされていないはずだが。

担当： 今回の用地は敷地面積が500㎡以上となるため開発許可申請が必要となる。また、建築物の用途が保育所となるため、原則許可基準において6mの道路用地の確保が求められる。詳細については、開発にかかる事前協議において、庁内関係課と協議を行うこととなる。

委員： 生産緑地だが、現状の使用状況は。

担当： 現時点では作付けされていない。

委員： 残地部分は生産緑地だが、引き続き作付けはしないのか。

担当： 農地として維持管理・作付けしていくことが必要。引き続き営農してもらうようにはお願いしていきたい。土地所有者の方の体調が悪いとも聞いている。

委員： 敷地内駐車場の確保はあるのか。

担当： 事業者である法人との話し合いの中で障がい者や緊急車両用の最低限の駐車場の確保はしている。

委員： 車での送迎が想定される（路上駐車もありえる）。敷地内は別としても近隣に駐車場を確保することも検討してもらいたい。

担当： 基本的には、車での送迎は遠慮してもらうようお願いしている。ただ、そういった声があがりどうしてもということがあれば1つの選択肢として駐車場を設けることもありえるかと思慮するところである。

委員： 保育園の規模はどのくらいか。

担当： 0才児から5才児が対象で90人定員を予定している。

会 議 事 項

委員： 建物の規模は。

担当： 現在、事業者である法人で検討中のため決定していない。今後の事前協議により決定されるので次回の審議会概要を報告させていただく。

委員： 残地部分の生産緑地を駐車場とすることの検討はできないのか。

担当： 現在のところ予定はないが、駐車場設置の要望があったことは事業者である法人に伝える。

●富士見れんげこども園

委員： 保育園の建設を行うことによって面積的にはどのくらい残地になるのか。

担当： 前回の園庭整備（別図グラウンド）による解除の折、今回の解除により残地となる生産緑地の一部は道路用地として整備していることから面積は378㎡となる。

なお、今回の園庭整備により残地となる生産緑地面積は500㎡未満となるため生産緑地から解除される。

委員： 今回は、園庭が広がるのか。

担当： 拡張となる。

委員： 解除される生産緑地はどうなるのか。

担当： 送迎用駐車場とこどもたちの食育用の畑になると話を伺っている。

委員： 富士見都市計画において32年度の緑地確保の目標値について27年度で73パーセントとなっているが、現在生産緑地が減少している。こういう状況でありながら目標を達成するためにはどのように考えているのか。28年度の目標値に対して実績があれば教えてほしい。また生産緑地は緑地保全率に含まれるのか。緑地の保全の動向は。

担当： 生産緑地は緑地保全率に含まれている（農地含む）。生産緑地の解除については生産緑地法で要件が定められているため都市計画として保全するためには限界がある。減少した面積については既存の山林・緑地を公園担当で保存樹林としていくことや新たに公園を整備していくことで緑地を確保していきたいと考えている。

指定から30年で生産緑地が解除できる要件があり、今後一斉に買取りの申出や

会 議 事 項

解除の手續きが出てくる可能性がある。都市計画の中では生産緑地は公共用地の種地という意味合いもあるので、市の施策にあった公共施設用地、また道路拡幅用地など公共的利用ができないか検討していきたい。

委員： 公園について直近で都市計画決定されたところはあるか。

担当： 新たに都市計画決定された公園はない。28年度に鶴瀬駅西口土地区画整理事業内で第二公園（なしくぼ公園）が整備された。また、29年度は鶴瀬西交流センターの脇に約5000㎡の公園を整備する予定である。

委員： 開発の緑地率はどのくらいか。

担当： 開発許可を伴う3000㎡以上の民間開発の場合、住居系では3パーセントの公園、またそれ以外の用途は緑地広場を設けることとなっている。

6 その他

第2回都市計画審議会開催予定について

7 閉 会 細田 幹事